

## 目次



- [操作方法](#)
  - [1.氏名印・日付印の割当](#)
  - [2.カスタム印の割当](#)
  - [3.セレクト印の割当](#)
  - [4.印鑑割当の削除](#)

登録されたメールアドレスが利用責任者と同一の利用者は、利用者画面で登録済み印鑑の確認および印鑑の割当が可能です。